

町営住宅の空き状況

1月15日現在の町営住宅の空き状況をお知らせします。入居申込など詳しい内容は、お問い合わせください。☎建設課管理係 ☎2・1210

団地	居住階	間取り	戸数	家賃
西富	1階	3LDK	3戸	15,200円～
	2階	3LDK	3戸	15,200円～
宮前	1階	2LDK	4戸	20,400円～
栄	1階	3LDK	2戸	15,300円～
若佐第2	2階	3LDK	1戸	15,700円～
浜佐呂間第3	1階	3LDK	1戸	16,100円～
若佐第1	平屋	3DK	2戸	8,800円～
浜佐呂間第2		2DK	1戸	5,600円～
		3DK	3戸	6,500円～
若里		3DK	2戸	9,200円～
緑園		3DK	6戸	7,600円～

◆中堅所得者向け住宅

団地	居住階	間取り	戸数	家賃
宮前	1階	2LDK	1戸	40,700円～

働き方改革関連法のお知らせ
厚生労働省では、本年4月1日から施行される働き方改革関連法に対応した36協定などのリーフレットを作成しました。詳しくは厚生労働省または北海道労働局のホームページをご覧ください。
また、各労働基準監督署労働時間相談・支援コーナーで、働き方改革の相談を受け付けていますので、ご利用ください。
① <https://www.mhlw.go.jp/index.html> (厚生労働省)
② <https://site.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/home.html> (労働局)

◆社会福祉協議会へ
▽香典返しを廃して

宮前町	北	宮前町	若佐	若里	西富	香典返しを廃して
井谷	今井	道垣内	渡部	菊地	平戸	
洋司	一利	節子	英章	等	光宏	
さん	さん	さん	さん	さん	さん	

「ちびっこ探検学校ヨロン島」参加者募集！

～小学生のための国際交流事業(佐呂間町ふるさとまちづくり振興事業)～

この事業は、子ども達が自然とふれあう中でその恩恵を学び、団体生活を通じて規律や仲間と助け合う大切さを、更には外国人小学生と活動を共にすることで言語や習慣を超えた友情を育み、国際感覚を身に付けることを目的として実施しています。

募集要項

- ◆期 間：3月27日(水)～4月2日(火) 6泊7日
- ◆場 所：鹿児島県大島郡与論町
- ◆定 員：本町参加枠16名※定員を超えた場合は抽選とします。(5・6年生優先)
- ◆行 程：(往路) 女満別空港→沖縄那覇空港→沖縄本島の宿泊施設→フェリーでヨロン島へ
(復路) ヨロン島→フェリーで沖縄へ→那覇市内のホテル→那覇空港→女満別空港
- ◆費 用：191,000円(佐呂間町ふるさとまちづくり振興基金から3分の2以内を助成)
- ◆参加条件：①小学校3年生～6年生(平成31年2月現在)
②健康で規則を守り協調性を大切にできる子
※ただし、過去にこの事業に参加した子どもは除きます。
- ◆申込期限：2月15日(金)まで
- ◆説明会：参加者が確定した段階で開催します。

☎・問企画財政課企画係 ☎2-1214

福祉灯油～灯油などの購入費を助成します～

対象要件

平成30年度分の町民税非課税世帯で、佐呂間町内に住所を有し次のいずれかに該当する世帯。ただし、社会福祉施設に入所、3ヶ月以上の長期入院、冬期間町外に滞在している世帯を除きます。

- ①生活保護世帯
- ②65歳以上の単身世帯及び高齢者夫婦世帯
- ③65歳以上の高齢者を含む世帯
- ④ひとり親世帯であって、18歳未満の児童を扶養または監護している世帯（20歳未満の学生を含む）
- ⑤1・2級の身体障害者および1級の精神障害者が世帯主または同居する世帯
- ⑥療育手帳がAランクの知的障害者が世帯主または同居する世帯

申請可能な世帯には個別に通知していますが、支給要件に該当するにもかかわらず申請書類が送付されていない方、またはご不明な点がある方は保健福祉課社会福祉係までご連絡ください。
なお、申請後の生活実態等の調査により支給にならない場合もありますのでご了承ください。

申請方法など

- ◆申請期間：3月29日(金)まで ※土日祝祭日の役場閉庁日を除きます。
- ◆助成額：一世帯あたり10,000円(後日指定された金融機関の口座へ振り込みます。)
- ◆申請場所：保健福祉課社会福祉係・若佐支所・浜佐呂間出張所
- ◆申請に必要なもの：印鑑、振込先金融機関の通帳

保健福祉課社会福祉係 ☎2・1212

日本年金機構からのお知らせ

国民年金保険料学生納付特例制度

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

- ◆対象者：学校教育法に規定する各種学校または一部の海外大学の日本分校に在学する方
- ◆基準所得額：118万円+(扶養親族等の数×38万円)以下

平成30年度に保険料納付を猶予されている方で、平成31年度も引き続き在学予定の方へ、3月末に基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書を送付します。

同一の学校に在学されている方は、このハガキに必要事項を記入し返送することで、平成31年度の申請ができます。(この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です。)

なお、平成31年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付をご希望の場合は、納付書を作成して送付しますので、北見年金事務所までお問い合わせください。

北見年金事務所 ☎0157・33・6007(自動応答で1→2を選択)

町民課戸籍年金係 ☎2・1213